

農業者の皆様へ

国は地域計画策定後の農地において、
農地バンクによる貸借を進めております！

※これまで同様、農地法に基づく許可を受けて貸借することは可能です。

〔 現 行 〕

最終受付：令和7年1月28日

市町村計画（※1）による
相対の農地の貸借



〔 地域計画策定後 〕

郡山市では令和7年2月策定予定

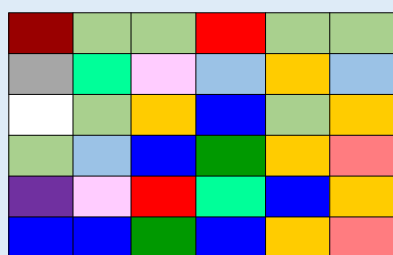
目標地図（※2）の実現に向けた
農地バンクによる農地の貸借



※1 市町村が作成する農用地利用集積計画

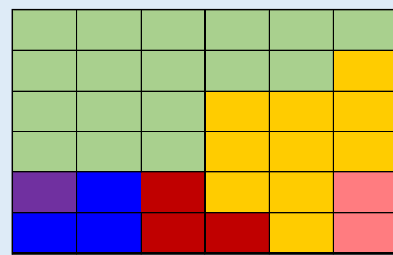
※2 目標地図：市町村の作成する地域計画の中で、農地一筆ごとに、
誰が耕作するのかを示した地図。随時更新が可能。

それぞれの農地が
バラバラに混在...



農地バンク

農業者ごとにまとめて
使いやすく！



これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から
農地バンクを経由した農用地利用集積等促進計画に一本化

農地の貸し借りは

農地バンクへ

農林水産省

農地バンク活用には 各種メリットがあります！



貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

☆メリットについては各種要件を満たす必要がある場合があります。

☆1 契約ごとに、毎年、農地バンクに対する手数料（賃料の1%、下限800円、上限8,000円）が、貸し手・借り手双方にかかります。

☆農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索



ご相談はお近くの**農地バンク・市町村・農業委員会**まで！



相談

連絡



農地バンク
市町村
農業委員会

〈権利設定のイメージ〉



貸し手

借受

賃料



農地バンク

転貸

賃料



借り手



お問い合わせ先

福島県農業振興公社郡山拠点
郡山市農業政策課
郡山市農業委員会事務局

Tel：080-4872-8531
Tel：024-924-2201
Tel：024-924-2481

農林水産省